

議員氏名：渡辺 訓任

議案番号：議案第10号

案件名：二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

討論内容：

私は、議案第10号に対して反対の立場で討論いたします。

本条例案は、1点目は国保税について、これまでの医療後期支援、介護分に加えて、子ども・子育て支援金分を新たに設定することと、2、課税限度額、軽減判定基準額を法令に定める額にすることの2点であります。両方とも大変な内容だと受け止めています。所得割が0.21%、さらに18歳以上の加入者1人当たり1,400円、町は来年度は加入者平均2,830円の負担増、さらにこれが2028年、令和10年度まで引き上げられるとしています。

今回の増税は、国の施策として、こども誰でも通園、児童手当の拡充、時短勤務や育休への給与補填や増額、国民年金保険料の子育て世代への免除などの財源とされるということです。

この点につきまして、町の健康保険条例を見ますと、健康保険事業は特定健康診査等のほか、被保険者の健康の保持増進のために、次に掲げる事業を行うと規定しています。子ども・子育て事業には一言も触れていないわけです。国の施策といえ、条例で規定されていない事業を行うということも大きな問題ではないでしょうか。子どもを大切に、子ども・子育てを支援する、強化していく、強めていくということは大いに進めていくべきだと考えています。しかし、こどもまんなか、実質負担ゼロと言うならば、皆保険制度を悪用して社会保険に財源を求めるのは大きな筋違いではないでしょうか。政府は、歳出改革と賃金引き上げで実質負担ゼロ、このように説明していますが、賃金の実質低下、年金の実質引下げが続いて、もうその前提は崩れているのではないのでしょうか。

基金を500万円取り崩して家計への影響を緩和することは、これは大変評価します。しかし、ただでさえ物価高騰の今の生活、将来の暮らしが心配という声が大きく聞かれる中、これから続くと思われる負担増は許されないと考えます。

2点目は、課税限度額、軽減判定基準額を法令に定める額とすることです。法令が変われば、自動的に課税限度額や軽減判定基準額が変わることとなります。財政運営を県に一本化したとはいえ、国保運営は自治体ごとの状況を反映し決定をしていくものと理解しています。専決処分し、議会の承認を得ないで済むというだけで、自治体の主体性を放棄、議会軽視につながる変更も大問題だと考えます。

以上、本条例には反対をいたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。